

平成30年10月5日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成30年(レ)第393号 債務不存在確認請求控訴事件(原審・東京簡易裁判所平成29年(イ)第37669号)

口頭弁論終結日 平成30年8月24日

判 決

控訴人(原審被告)

同訴訟代理人弁護士

内 藤 満

被控訴人(原審原告)

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1審、第2審を通じて被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人から委託を受けて、A 〔銀行(以下「本件銀行」という。)を貸主、控訴人を借主とするカードローン契約(以下「本件カードローン契約」という。)に基づき控訴人が負担する貸金返還債務等を保証したと主張する被控訴人が、上記貸金返還債務等を代位弁済したことにより、控訴人に対して求償債権を取得したとして、控訴人に対し、求償金52万6006円及びこれに

対する上記代位弁済の日の翌日である平成29年3月14日から支払済みまで
約定の年14.6%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

なお、本件は、控訴人が被控訴人及び β 株式会社（以下「 β 」
という。）を被告として提起した債務不存在確認の訴え（東京簡易裁判
所平成29年（ハ）第30856号債務不存在確認請求事件。以下「本件本訴」
という。）に対する反訴として提起されたものであるが、本件本訴は、原審におい
て訴えの取下げにより終了した。

原審は、被控訴人の請求を全部認容したところ、控訴人がこれを不服として控
訴した。

2 前提事実（争いがない事実並びに掲記の各証拠及び弁論の全趣旨により容易に
認定できる事実）

(1) 当事者

控訴人は、本件銀行の麻布支店に普通預金口座を開設し、キャッシュカード
（以下「本件キャッシュカード」という。）を利用していた者である。

被控訴人は、保証業務、信用調査業務等を目的とする株式会社である。

(2) 本件各取引の経過

ア 本件銀行は、平成28年10月31日、同社の東京営業部に設置された自
動預入引出機（ＡＴＭ）を通して、本件キャッシュカードにより、カードロ
ーン利用の申込みがなされたことから、以下のとおりの約定によるＡＴＭカ
ードローン契約を締結することを承諾した（本件カードローン契約。なお、
控訴人が同契約の申込みを行ったか否かは、後記のとおり争いがある。）。

（甲2の3、乙2）

（ア）申込極度額 50万円（甲2の3）

（イ）利息及び保証料 14%（甲2の3）。なお、付利単位を100円とし、
毎月17日（銀行休業日の場合はその翌営業日）に本件銀行所定の利率（本
件銀行所定の貸越利率に被控訴人の保証料率を合算したもの）によって計

算のうえ、貸越元本に組入れるものとする。利息及び保証料の計算は、平
年うるう年に関係なく、「毎日の貸越最終残高の合計額×本件銀行所定の
利率（料率）÷365」の算式により行うものとする（乙2、ATMカー
ドローン規定4条1項）。

5 (ウ) 支払方法 毎月17日（銀行休業日の場合はその翌営業日）（乙2、A
TMカードローン規定5条1項）

(エ) 支払金額 返済月の前月17日（銀行休業日の場合はその翌営業日）の
貸越残高が金1万円未満の場合は前月17日時点の貸越残高、金1万円以
上50万円以下の場合は金1万円、金50万円超の場合は貸越残高が金5
10 0万円増すごとに金1万円に金1万円ずつ増額した金額（乙2、ATMカ
ードローン規定5条1項）。

また、約定返済日当日の貸越残高が上記約定返済金額に満たない場合は、
約定返済日当日現在の貸越残高の全額（乙2、ATMカードローン規定5
条2項）。

15 (オ) 期限前の全額返済義務 控訴人が、ATMカードローン契約規定第5条
に定める返済を遅滞し、次の約定返済日までに約定返済金（遅延損害金
を含む。）を返済しなかったときは、控訴人は本件銀行から通知催告等がな
くとも本件カードローン契約に基づく貸越元利金について当然に期限の
利益を失い、ただちに本件カードローン契約に基づく債務全額を返済する
20 （乙2、ATMカードローン規定9条1項(1)）。

イ 被控訴人は、平成28年10月31日、上記アのATMを通して、本件キ
ャッシュカードにより、本件カードローン契約に基づき控訴人が本件銀行に
対して負担する貸金返還債務等についての保証委託契約締結の申込みがな
されたことから、以下のとおりの約定により電磁的記録による保証委託契約
25 を締結することを承諾した（以下、「本件保証委託契約」という。なお、控
訴人が同契約の申込みを行ったか否かは、後記のとおり争いがある。）。（甲

2の3)

(ア) 保証の範囲 本件カードローン契約により、控訴人が本件銀行に対して負担する借入元本、借入利息、遅延損害金、その他一切の債務の全額（乙2、ATMカードローン保証委託約款1条1項）。

5 (イ) 償還の範囲 被控訴人が本件保証委託契約に基づく保証債務を履行したときは、控訴人は被控訴人に対して直ちに返済するものとし、その範囲は被控訴人の履行金額、同履行金額に対し被控訴人が支払を行った日の翌日から、控訴人が被控訴人に返済する日までの年14.6パーセントの割合（年365日の日割計算）による損害金等（乙2、ATMカードローン
10 保証委託約款6条）。

ウ 被控訴人は、本件保証委託契約に基づき、本件銀行との間で、本件カードローン契約に基づき控訴人が本件銀行に対して負担する貸金返還債務等について、連帯保証する旨の契約を書面又は電磁的記録により締結した（以下「本件連帯保証契約」という。）。（甲2の2・3、乙3、弁論の全趣旨）

15 エ 本件銀行は、平成28年10月31日、上記アのATMを通して、本件キャッシュカードにより、本件カードローン契約に基づき50万円の借入れの申込みがなされたことから、これを承諾し、50万円を貸付けた（以下「本件消費貸借契約」という。また、同契約と本件カードローン契約及び本件保証委託契約を併せて、「本件カードローン契約等」という。なお、控訴人が
20 本件消費貸借契約の申込みを行い、また、50万円の交付を受けたか否かは、後記のとおり争いがある。）。（乙3、5）

オ 本件銀行は、控訴人が上記エの貸金の返済を行わなかったため、平成29年3月13日、被控訴人に対し、本件連帯保証契約に基づき、保証債務の履行を請求し（乙3）、被控訴人は、同日、本件保証委託契約に基づき、本件
25 銀行に対し、控訴人の本件銀行に対する借入元本52万1014円並びにこれに対する平成29年2月17日から同年3月13日までの約定利息及び

保証料4992円の合計52万6006円を代位弁済した(乙4, 5)。

- (3) 盗難キャッシュカードによる貸越等についての本件銀行のATMカードローンカード規定(乙2, ATMカードローンカード規定5条(1))

キャッシュカードの盗難により、他人に当該キャッシュカードを不正使用され生じた、当座勘定からの貸越については、次の各号のすべてに該当する場合には、当該貸越が本人の故意による場合を除き、銀行は、銀行への通知が行われた日の30日(ただし、銀行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とする。)前の日以降になされた貸越(手数料や利息を含む。)の額に相当する金額(これを以下「対象額」という。)について支払を求めることができないものとする。

- ① キャッシュカードの盗難に気付いてから速やかに、銀行への通知が行われていること
- ② 銀行の調査に対して本人より十分な説明が行われていること
- ③ 銀行に対して警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (4) 本件に関連する A キャッシュカード規定(個人のお客さま用)及び A 総合口座取引規定(乙7)

ア A キャッシュカード規定(個人のお客さま用)「19. 規定の適用」

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定及び振込規定により取り扱うものとする。なお、振込提携先のATMを利用した場合には、当行振込規定にかえて振込提携先の振込規定により取り扱うこととする。

イ A 総合口座取引規定「9. 届出事項の変更」(1)

通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届け出なければならない

ものとし、この届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとする。

3 争点及び当事者の主張

(1) 控訴人が、本件カードローン契約等の各申込みを行ったか否か（争点①）

5 (被控訴人の主張)

ア 本件銀行は、A T Mカードローン契約の締結の際に、顧客名義の預金口座のキャッシュカードを利用して本件銀行所定のA T Mにより同契約の申込みをし、暗証番号が正しく入力され、かつ、本件銀行が把握している生年月日等と入力された生年月日等が一致していることを確認することで、同契約
10 の申込者が顧客本人であることを確認している。

本件では、本件銀行に設置されたA T Mに本件キャッシュカードが挿入され、暗証番号及び生年月日の入力が行われたところ、入力された暗証番号及び生年月日は本件銀行が把握する控訴人のものと一致したのであるから、本件カードローン契約の申込者は、控訴人本人であるといえる。

16 また、A T Mカードローン契約は、被控訴人に対する保証委託契約が同時になされることが前提となっているから、本件保証委託契約の申込者も控訴人本人であるといえる。

さらに、本件銀行は、A T Mカードローン契約に基づく消費貸借契約の申込みの際に、同申込みに利用されたキャッシュカードが本人のものであり、
20 かつ、入力された暗証番号が本人のもので一致したことを確認すれば、当座勘定から貸越を行っているところ、本件では、A T Mにおいて本件キャッシュカードが利用され、入力された暗証番号も控訴人の暗証番号と一致したことから、5 0 万円の貸付けを行ったのであり、控訴人本人が本件消費貸借契約を申し込んだといえる。

25 イ 控訴人は、第三者がカードデータを不正に入手して、本件カードローン契約等の申込みを行った可能性がある旨主張するところ、本件キャッシュカー

ドは、ストライプ上に暗証番号情報が記載されていない状態になっており、
本件キャッシュカード自体から暗証番号のデータを入手することはできな
いから、第三者が本件カードローン契約等の申込みを行ったとは考えられな
い。

5 (控訴人の主張)

否認する。控訴人は、本件キャッシュカードを利用して、本件カードローン
契約等の各申込みを行っておらず、また、本件消費貸借契約に基づき 50 万円
の交付を受けた事実もない。

10 控訴人は、本件カードローン契約等の各申込みが行われた当時、長女である
C ■■■ と同居しており、同人が本件キャッシュカードを不正に利用して、上記各
申込みを行った可能性が考えられる。また、C ■■■ 以外の第三者が本件キャッシ
ュカードのカードデータを不正に入手して、上記各申込みを行った可能性も考
えられる。

15 (2) 控訴人本人が本件カードローン契約等の各申込みを行っていない場合でも、
A T Mカードローンカード規定ないし A 銀行キャッシュカード規定等に
基づき、控訴人が求償金支払債務を負うか否か（争点②）

(被控訴人の主張)

ア A T Mカードローンカード規定に基づく主張

20 前記前提事実(3)のとおり、A T Mカードローンカード規定5条(1)は、キャ
ッシュカードの盗難により他人にキャッシュカードを不正使用され生じた
当座勘定からの貸越については、①キャッシュカードの盗難に気付いてから
速やかに、銀行への通知が行われていること、②銀行の調査に対し、本人よ
り十分な説明が行われていること、③銀行に対し、警察署に被害届を提出し
ていることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるもの
25 を示していること、という全ての要件を満たす場合に、顧客の故意の場合を
除き、本件銀行は、通知が行われた日の30日前の日以降になされた貸越の

額に相当する金額について支払を求めることはできないと規定している。

しかるに、控訴人は、平成28年12月頃に本件キャッシュカードの紛失に気が付いたにもかかわらず、本件銀行に対して、紛失の事実について説明はおろか通知すらしなかった。もとより、控訴人は、本件銀行に対して、警察署に被害届を出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示すこともなかった。

したがって、仮に控訴人以外の第三者が、本件カードローン契約等の各申込みを行ったとしても、控訴人は、ATMカードローンカード規定5条(1)の適用を受けることはなく、本件カードローン契約に基づく貸金返還債務等は免責されず、その結果、本件カードローン契約に付随している本件保証委託契約に基づく求償金支払債務も免責されないものというべきである。

イ A 銀行キャッシュカード規定等に基づく主張

(ア) 前記前提事実(4)のとおり、A キャッシュカード規定(個人のお客さま用)の「19. 規定の適用」により準用される。A 総合口座取引規定の「9. 届出事項の変更、通帳の再発行等」(1)は、取引店に通帳や印章の紛失届等を提出する前に生じた損害について、本件銀行は責任を負わない旨を規定している。同規定は、紛失届出前に生じた損害の責任者を明示していないものの、A キャッシュカード規定の他の条項とも併せて合理的に解釈すると、顧客に責任を負担させる趣旨であることは明らかであり、これは、紛失届出前に本件銀行との間で行った取引については、正当な取引として扱うとの趣旨であると解される。したがって、キャッシュカードの紛失を届け出る前に生じた損害(取引)については、顧客が責任を負うと解される。

本件についてみると、本件カードローン契約等の各申込みは、本件キャッシュカードを利用して行われているところ、控訴人は、同契約当時、本件銀行に対して本件キャッシュカードの紛失届出をしていない。したがっ

て、控訴人は、紛失届出前に生じた本件カードローン契約等の締結の効果を受ける。

(イ) 仮に、上記の合理的解釈をした規定を根拠にしても顧客に責任を負わせるには足りず、顧客に過失が必要であると解されるとしても、控訴人には過失があるから、契約締結の効果を受けるべきである。すなわち、控訴人には、本件キャッシュカードを常日頃身に付けたり、施錠できるタンス等に保管したりするなどして管理していた様子はなく、その管理は杜撰というべきである。また、本件カードローン契約等の各申込みにおいて、控訴人の暗証番号が入力されていることからすると、控訴人が暗証番号を第三者が容易に推測できる番号に設定していた可能性等も考えられる。これらによると、控訴人には、本件キャッシュカード及び暗証番号の管理を適切に行っていなかった過失がある。

したがって、控訴人は、本件カードローン契約等の締結の効果を受ける。

(ウ) 以上のとおり、控訴人は、本件カードローン契約に基づく貸金返還債務等を負い、その結果、本件カードローン契約に付随している本件保証委託契約に基づく求償金支払債務も負うものというべきである。

(控訴人の主張)

ア ATMカードローンカード規定に基づく主張

控訴人は、本件カードローン契約の申込みをしておらず、同契約に基づく借入れの申込みもしていないのであり、ATMカードローンカード規定が控訴人に適用される根拠はない。

イ A 銀行キャッシュカード規定等に基づく主張

キャッシュカードは、本来は預金者の預金取引を迅速、簡易に行うためのものでしかなく、そこに貸付機能を付与して、銀行との間で金銭消費貸借取引を行うことは予定されていない。

したがって、A 銀行キャッシュカード規定等を安易にカードローンに

援用することは許されず、また、被控訴人が主張するような拡張解釈をすることもできない。

第3 当裁判所の判断

1 争点①について

5 (1) 認定事実

前記前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められ、同認定を覆すに足りる証拠はない。

ア 控訴人による本件キャッシュカードの管理の状況等

10 (ア) 控訴人は、本件キャッシュカードをバッグに入れて保管していた。しかし、平成28年12月頃に、控訴人がバッグの中からカード類一式が無くなっていることに気付いたが、家の中からすぐに見つかったということがあった。(甲5、乙1)

15 (イ) 控訴人は、平成25年6月から平成29年3月頃まで、^Cと同居していたが、生活費は二人で別々に支出しており、^Cを含む第三者に対して、本件キャッシュカードを貸したことはなく、暗証番号を教えたこともなかった。(甲5、乙1)

イ 本件カードローン契約等の各申込みの際の本人確認の状況

20 本件カードローン契約等の各申込みに際しては、本件銀行の東京営業部に設置されたATMに本件キャッシュカードが挿入されたのであるが(前記前提事実(1)ア、イ、エ)、その使用者によって暗証番号ないし生年月日の入力が行われたところ、入力された暗証番号及び生年月日は本件銀行が把握する控訴人のものと一致していた。そこで、本件銀行は、同事実をもって、使用者たる申込者が控訴人本人であると判断し、上記の方法をもって本人確認を終えており、その後に改めて本人確認をすることはなかった。もっとも、暗証番号及び生年月日の他に携帯電話番号も入力されたが、これは控訴人のもの
25 ではなく、誰の番号であるのかは不明である。(甲2の3、弁論の全趣旨)

ウ 控訴人の本件キャッシュカード以外のクレジットカード取引の概要

控訴人は、平成28年11月頃、 β カードから、同月5日に国内でクレジットカードを利用したことにより発生した立替金1万1850円及び同年10月23日から同年11月7日までの間に海外で上記クレジットカードを複数回利用して発生した立替金69万8419円の合計71万0269円の支払を求められた。

控訴人は、平成28年11月16日、 β カードに対し、海外での利用分についての取消申請を行ったところ、平成29年6月5日、控訴人ないし第三者が海外で上記クレジットカードを利用したとの確たる情報が、加盟店及び警察から得られなかったとして、上記海外利用分については支払の責任を免れた。他方、国内での利用分については、控訴人の娘が上記クレジットカードを利用したとの情報が警察から得られたとして、支払の免責は認められなかった。

控訴人は、本件本訴（平成29年8月4日訴え提起）において、 β カードに対し、上記国内での利用により発生した立替金請求権の不存在確認を請求したところ、同年11月2日、訴訟外で、控訴人と β カードの間に何らの債権債務のないことを相互に確認する旨の合意が成立した。そして、同月9日、控訴人は、同合意に基づき、 β カードに対する債務不存在確認の訴えを取り下げた（顕著な事実）。

（甲1の1・2，3の1・2，6，弁論の全趣旨）

(2) 争点①に対する判断

ア 被控訴人は、本件カードローン契約等の申込みにおいては、本件銀行のATMに本件キャッシュカードが挿入され、本件銀行が把握する控訴人のものと一致する暗証番号及び生年月日の入力が行われたのであるから、控訴人本人が申込者であると主張する。

イ しかしながら、前記認定事実ウによれば、本件カードローン契約等の締結

(平成28年10月31日)とほぼ同時期(同年11月5日から7日まで)において、控訴人名義の B カードのクレジットカードが控訴人以外の者によって取引に利用され、その一部又は全部については、控訴人の娘が同カードの利用に関与したものと認めるのが相当である。また、前記認定事実イのとおり、本件カードローン契約等の申込みの際に入力された携帯電話番号は、控訴人本人のものではなく、誰の携帯電話番号であるのか不明であって、この点からも、控訴人以外の第三者が本件カードローン契約等の申込みを行った可能性が窺われる。以上の事情によれば、控訴人が本件カードローン契約等の申し込みをしたものとは直ちに認め難い。

ウ この点、前記認定事実イのとおり、本件カードローン契約等の申込みには本件キャッシュカードが利用され、控訴人のものと一致する暗証番号及び生年月日の入力が行われており、また、前記認定事実ア(イ)のとおり、控訴人は、第三者に本件キャッシュカードを貸与したことはなく、暗証番号を教えたこともないことを自認している。

しかしながら、前記イで述べたところによれば、本件カードローン契約等の申込みについて、 B カードの事例と同様に控訴人の娘が関与していた可能性が高く、また、平成28年12月頃にカード一式の紛失に気づき、平成29年3月以降、娘との対立が顕在化した旨を述べる控訴人の陳述書(甲5)の記載にも合理性がある。これらの事情に照らせば、控訴人の娘において、控訴人の意思に基づくことなく、本件キャッシュカードを入手した上で、暗証番号の入力に成功した可能性は合理的に認められ、本件キャッシュカードの利用や暗証番号の入力の事実から、控訴人の意思に基づく申込みの事実が直ちに推認されるものとはいえない。

以上によれば、被控訴人の前記主張は採用できない。

2 争点②について

(1) ATMカードローンカード規定に基づく主張について

被控訴人は、仮に控訴人以外の第三者が、本件カードローン契約等の各申込みを行ったとしても、控訴人は、A T Mカードローンカード規定5条(1)の要件を充たしていないから、本件カードローン契約に基づく貸金返還債務等は免責されず、本件保証委託契約に基づく求償金支払債務も免責されない旨主張する。

6 しかしながら、A T Mカードローンカード規定（乙2・1枚目）は、A T Mカードローン契約を締結した者に適用されるA T Mカードローン規定（乙2・2枚目冒頭）を前提として、キャッシュカードの利用等につき定めた規定と解されるところ、前記1(2)のとおり、控訴人が本件カードローン契約の申込みをしたとは認められないから、被控訴人の前記主張は、その前提を欠くものとい
10 わざるを得ない。

(2) A 銀行キャッシュカード規定等に基づく主張について

 被控訴人は、A キャッシュカード規定（個人のお客さま用）の「19. 規定の適用」により準用されるA 総合口座取引規定の「9. 届出事項の変更、通帳の再発行等」(1)を合理的に解釈すれば、本件キャッシュカードの紛失
15 届出をしていない控訴人は、本件カードローン契約等の締結の効果を受けると解すべきである旨主張する。

 しかしながら、A 銀行キャッシュカード規定（個人のお客さま用）（乙7・5枚目及び6枚目）は、普通預金口座に係る払戻し、預入れ及び振替入金及び振込に関する規定と認められ、キャッシュカードを用いたカードローン契約の申込みに関する記載は見当たらない。上記規定がキャッシュカードによる
20 A T Mカードローン契約を規律するものとは解し難く、被控訴人の前記主張は前提を欠くものというほかない。

第4 結論

 そうすると、被控訴人の請求は理由がないから棄却すべきところ、これを認容
25 した原判決は失当であり、本件控訴は理由があるから、原判決を取り消した上、被控訴人の請求を棄却することとし、よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官

前澤 達朗 

5

裁判官

実本 滋 

10

裁判官

神本 博雅 

こ れ は 正 本 で あ る 。

平成 3 0 年 1 0 月 5 日

東京地方裁判所民事第 1 部

裁判所書記官 塚 田 賢

